

知財の広場

特許料等の新料金について

令和3年特許法等改正に伴う「特許料、商標の登録料」等について、令和4年4月1日以降に新料金に改定されます。

尚、国際出願（特許、実用新案）関係手数料や国際登録出願（商標）関係手数料も改定されます。

改定される新料金の内容は下記表をご覧ください。新旧料金の具体的な適用などの更に詳しい内容は、特許庁の下記 URL にてご確認ください。

URL: https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/2022_ryokinkaitei.htm

(1) 特許料（平成16年4月1日以降に審査請求をした出願）（特許法施行令第8条の2）

項目	改定前金額	改定後金額
特許料（第1年から第3年まで）	毎年 2,100円 + (請求項の数×200円)	毎年 4,300円 + (請求項の数×300円)
（第4年から第6年まで）	毎年 6,400円 + (請求項の数×500円)	毎年 10,300円 + (請求項の数×800円)
（第7年から第9年まで）	毎年 19,300円 + (請求項の数×1,500円)	毎年 24,800円 + (請求項の数×1,900円)
（第10年から第25年まで）	毎年 55,400円 + (請求項の数×4,300円)	毎年 59,400円 + (請求項の数×4,600円)

(2) 商標登録料（商標法施行令第4条）

項目	改定前金額	改定後金額
商標登録料	区分数×28,200円	区分数×32,900円
分納額（前期・後期支払分）	区分数×16,400円	区分数×17,200円
更新登録申請	区分数×38,800円	区分数×43,600円
分納額（前期・後期支払分）	区分数×22,600円	区分数×22,800円
防護標章登録料	区分数×28,200円	区分数×32,900円
防護標章更新登録料	区分数×33,400円	区分数×37,500円

特許料の年金納付や商標の更新登録などをご検討されている方は、お早めにご検討して頂ければと考えます。

なお、商標の更新登録申請のできる期間は、存続期間満了の6ヶ月前から満了の日までの間です。

吉井映滋（知財ナビゲーター）